

お客様各位

## 診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0930 第 9 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和 4 年 10 月 1 日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) (16) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF 遺伝子検査を実施した場合にあっては、ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 <u>(1) PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、～（略）</u> <u>(2) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、～以下、次頁の「新規収載項目」参照</u></p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) (新設)</p> <p>N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、～（略） (新設)</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	2700点 / 遺・染（100点）	「N005-3」PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製に準じる	未実施
	注 釈		
	ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、算定できる。ただし、次に掲げるいずれか1つの目的で当該検査を実施した後に、別の目的で当該検査を実施した場合であっても、別に1回に限り算定できるとし、同一の目的において固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査若しくはリンチ症候群におけるマイクロサテライト不安定性検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、いずれか1つの目的で当該検査を実施した後に、別の目的で当該検査を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を詳細に記載すること。 ア 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の固形癌患者への適応を判定するための補助に用いる場合 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合		
主な測定目的			
ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）の固形癌患者への適応を判定するための補助 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助 大腸癌における化学療法の実施の補助			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	1700点 / 微生物（150点）	「D023」微生物核酸同定・定量検査検査の「21」に準じる	未実施
	注 釈		
	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） ア ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）は、関連学会が定めるガイドラインに基づき、問診、身体所見又は他の検査所見から髄膜炎又は脳炎が強く疑われる患者に対して、脳脊髄液中の病原体の核酸検出を目的として、マイクロアレイ法（定性）により、大腸菌、インフルエンザ菌、リステリア菌、髄膜炎菌、B群溶連菌、肺炎球菌、サイトメガロウイルス、ヒトヘルペスウイルス、ヒトパレコウイルス、エンテロウイルス、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス及びクリプトコックスの核酸検出を同時に行った場合に、細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の所定点数を準用し、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。 イ 本検査は、小児科、神経内科、脳神経外科又は救急科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている場合に限り算定する。なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準を届け出ている保険医療機関において実施すること。 ウ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。 ・感染症免疫学的検査 （イ）ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり） サイトメガロウイルス、ヘルペスウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルスに関する検査 （ロ）インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性 （ハ）クリプトコックス抗原定性 （ニ）単純ヘルペスウイルス抗原定性 （ホ）肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液） （ヘ）単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）		
次頁へ続く			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物核酸同定・定量検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ト) 単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量</li> <li>(チ) サイトメガロウイルス核酸検出</li> </ul> </li> </ul>	
<p>主な測定目的</p>		
<p>脳脊髄液中の細菌（ EscherichiacoliK1、 Haemophilusinfluenzae、 Listeriamonocytogenes、 Neisseriameningitidis、 Streptococcusagalactiae、 Streptococcuspneumoniae）、ウイルス（Cytomegalovirus、 Human herpesvirus6、 Human parechovirus、 Varicella zoster virus、 Enterovirus、 Herpes simplex virus1、 Herpes simplex virus2）及び酵母様真菌（Cryptococcusneoformans/gattii）の検出  （病原性細菌、ウイルス及び酵母様真菌感染の診断補助）</p>		